

福岡県公報

平成18年2月24日
第2500号

目次

告示(第366号-第384号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (監査保護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (監査保護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (監査保護課) 3
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課) 3
- 平成17年12月総務省告示第1380号で公示された合併市町村の人口を平成17年国勢調査が行われた時において調査した当該市町村のそれぞれの選挙区に属する区域の人口にあん分して得た数 (調査統計課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (出納事務局出納総務課) 4
- 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課) 5
- 土地改良区の合併の認可 (農地計画課) 5
- 公共測量の終了 (土木管理課) 5
- 換地を定めない土地の指定 (農地計画課) 5
- 換地を定めない土地の指定 (農地計画課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 公共測量の実施 (土木管理課) 6
- 公共測量の実施 (土木管理課) 7
- 公共測量の終了 (土木管理課) 7
- 公共測量の実施 (土木管理課) 7

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 8

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) 8

公安委員会

- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施 (警察本部生活安全総務課) 11

- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活安全総務課) 11

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) 13

正誤

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更(平成18年2月福岡県告示第245号)中正誤 14
- 土地改良区の役員の就任及び退任(平成18年2月福岡県告示第299号)中正誤 14

告示

福岡県告示第366号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕介305	ふちだ内科クリニック	糟屋郡志免町大字別府443-1	18・1・11

田川居180	医療法人すみれクリニック	田川郡糸田町字松ヶ迫4003-14	18・1・1
飯介120	セイコー薬局吉原町店	飯塚市吉原町4-20	18・1・5
久居193	株式会社コムスン訪問看護ステーションコムスン田主丸	久留米市田主丸町殖木797-1池尻店舗中号	18・1・1
京居74	医療法人のぐちクリニック訪問看護ステーション	京都郡豊津町大字惣社字前田696-1	18・2・1
京居73	グループホーム美咲	京都郡犀川町大字本庄458-2	18・1・1
大居119	サンステップ大牟田店福祉用具貸与事業部	大牟田市不知火町1丁目5-4	18・1・1
大支57	せいきょうケアプランサービス	大牟田市高砂町16	18・2・1
久居190	あおぞらの里久留米デイサービスセンター	久留米市津福本町1627-5	18・2・1
久居194	白ゆりホームヘルプサービス	久留米市荒木町荒木469-1-101号	17・12・1
久居191	デイサービス「仲間館・ありがとう」	久留米市城島町内野322-1	18・2・1
久居192	グループホーム「仲間館・絆」	久留米市城島町内野322-1	18・2・1
久居195	グループホームたいようの家	久留米市大石町99-1	18・2・1
直支25	ケアプラン桔梗	直方市大字上新入2335-1	18・1・1
飯居100	ふれあいセンター菘田	飯塚市菘田字坂出46-37ふれあいハウス芳美	17・12・1
飯居101	介護サービスひだまり	飯塚市伊川792-1	18・1・1
飯居102	デイサービスひだまり	飯塚市伊川792-1	18・1・1
田居112	デイサービスさくらの家	田川市大字弓削田3816-1	18・1・1
田居111	あけぼの菰の里	田川市大字菰1422-2	18・1・1
田居113	さわやか田川館デイサービスセンター	田川市大字伊田393-1	18・2・1

田居110	さわやか田川館	田川市大字伊田393-1	18・2・1
柳居38	有限会社久々原調剤薬局訪問介護事業所	柳川市久々原70-2	18・1・1
八女居35	医療法人城戸医院ヘルパーサービスけやき	八女市大字室岡字中道1099-2	18・2・1
小居22	有限会社大原ウェルフェアグループホーム大原苑	小郡市大坂井391-36	18・2・1
像居36	東郷外科はつらつデイケア	宗像市田熊4丁目2-6	18・1・1
像居35	デイサービスほがらか	宗像市自由ヶ丘3丁目11-11	18・1・1
前居31	さくら・介護ステーション前原	前原市前原東1丁目7-8アステルビル203号	18・2・1
筑紫地居12	ひばり苑	筑紫郡那珂川町観晴が丘3-18	18・2・1
粕居37	デイサービスセンターいきいき	糟屋郡須恵町大字須恵705-8	17・11・1
鞍居98	デイサービスかなえ	鞍手郡宮田町大字磯光1713-45	18・2・1
鞍居99	グループホームかなえ	鞍手郡宮田町大字磯光1713-45	18・2・1
女支14	たちばな森の里介護センター	八女郡立花町大字白木610-1	18・2・1
田川居179	訪問介護ふじ	田川郡川崎町大字池尻1460	18・1・1
田川居181	クローバー訪問介護サービス	田川郡川崎町大字池尻355-9	18・1・1
田川居182	T A K e ケアセンター	田川郡赤池町大字赤池本町68-15	18・1・1

福岡県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
遠居61	トータルケア水巻	トータルケア遠賀	遠賀郡岡垣町吉木東1丁目26-1	17・11・1
鞍支15	「あったかステーションわかみや」介護支援事業部	あったかステーションケアプランサービスセンター	鞍手郡宮田町大字宮田4406-1	18・2・1
鞍居26	「あったかステーションわかみや」訪問介護事業部	あったかステーションヘルパーサービスセンター	鞍手郡宮田町大字宮田4406-1	18・2・1
田川居55	ヘルパーハンドえみ	ケア・サービスわらべ	田川市大字位登735-7	18・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯支30	有限会社ケア・サービスあい	飯塚市東徳前18-34	嘉穂郡穂波町大字若菜152	17・1・1
遠居61	トータルケア遠賀	遠賀郡水巻町猪熊3丁目1-40	遠賀郡岡垣町吉木東1丁目26-1	17・11・1
鞍支15	あったかステーションケアプランサービスセンター	鞍手郡若宮町福丸252番地の2 老人福祉センター	鞍手郡宮田町大字宮田4406-1	18・2・1
鞍居26	あったかステーションヘルパーサービスセンター	鞍手郡若宮町福丸252番地の2	鞍手郡宮田町大字宮田4406-1	18・2・1
田川居55	ケア・サービスわらべ	田川郡香春町大字採銅所5971番地	田川市大字位登735-7	18・2・1

福岡県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条

の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
久居166	介護センター虹	久留米市大善寺町夜明字六反田487-4	18・1・11

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕介231	おおつぼ皮ふ科クリニック	糟屋郡粕屋町大字仲原字中ノ原194-3	17・12・31
田川介歯108	すみれクリニック	田川郡糸田町字松ヶ迫4003-14	17・12・31
京介歯49	大門歯科医院	築上郡築上町大字伝法寺401-1	12・8・1
行居44	行橋中央訪問看護ステーション	行橋市西宮市5丁目5-42	17・12・31
飯支18	ふれあいセンター菰田	飯塚市菰田池田142番1	17・11・30
鞍居9	宮田町社会福祉協議会宮田訪問介護事業所	鞍手郡宮田町宮田4406番地の1	18・1・31

福岡県告示第369号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第2項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第4項の規定により次のように公告する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

新宮町沖田土地区画整理組合

2 施行地区

糟屋郡新宮町大字上府字小田、字御供田、字龍王田、字五反田及び字三畝町の各全部並びに字形貝、字牟田、字太郎丸、字下村、字小万崎、字長牟田、字袖ノ木、字有道、字長尾、字大坪、字沖田、字林崎及び字浜の各一部並びに緑ヶ浜4丁目及び下府2丁目の各一部

3 事務所の所在地

糟屋郡新宮町下府2丁目6番1号

4 設立認可の年月日

平成18年2月14日

5 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

事務所及び新宮町役場の掲示場に掲示する。

7 事業施行予定期間

事業計画の認可の公告の日から平成25年3月31日

福岡県告示第370号

市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和40年政令第52号）第13条第1項の規定に基づき、平成17年12月総務省告示第1380号で公示された合併市町村の人口を平成17年国勢調査が行われた時において調査した当該市町村のそれぞれの選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口を次のとおり告示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

合併市町村	旧市町村	福岡県議会議員の従前の選挙区	人口（人）
宗像市	旧宗像市	宗像市選挙区	83,955
	旧玄海町	宗像郡選挙区	9,413
	旧大島村		783
	旧久留米市	久留米市選挙区	239,276
	旧田主丸町	浮羽郡選挙区	20,667

久留米市	旧北野町	小郡市・三井郡選挙区	17,299
	旧城島町	三潚郡選挙区	13,658
	旧三潚町		15,539
柳川市	旧柳川市	柳川市選挙区	39,934
	旧大和町	山門郡選挙区	16,691
	旧三橋町		17,908

福岡県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
直方	県道	飯塚線	前	宮若市金生2640番3先から同市福丸343番2先まで	7.8 ～ 37.8	2,590.5	うち県道福岡直方線重用延長 364.3メートル
			後	同上	7.8 ～ 37.8	2,590.5	同上
			後	同上	13.0 ～ 97.0	2,877.0	うち県道福岡直方線重用延長 567.0メートル

福岡県告示第372号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	1	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内 財団法人福岡県警友会	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45箇所 (今回変更した売りさばき所 宮若市宮田20-2 宮若警察署内 財団法人福岡県警友会宮田支部)	平成18年2月11日
旧事項			福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45箇所 (今回変更した売りさばき所 鞍手郡宮田町大字宮田20-2 宮田警察署内 財団法人福岡県警友会宮田支部)	

福岡県告示第373号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第1項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 特約業者の氏名又は名称
小倉興産エネルギー株式会社（代表取締役 石井 俊孝）
- 主たる事務所又は事業所の所在地
北九州市小倉北区浅野二丁目14-1
- 特約業者の指定年月日

平成18年2月1日

福岡県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、稲吉土地改良区及び花立土地改良区の合併を平成18年2月13日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 小郡土地改良区は合併により設立する。
- 稲吉土地改良区及び花立土地改良区は、合併により解散する。

福岡県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 測量の種類
公共測量（香椎駅周辺土地区画整理事業基準点測量等計画図）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区香椎駅前1丁目、2丁目、千早5丁目の一部及び香椎駅東1丁目の一部地域	平成18年1月30日

福岡県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業大河内地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項に

において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	大河内		1377	田	881のうち149
豊前市	大河内		1477-2	畑	170
豊前市	大河内		1294	田	750のうち139
豊前市	大河内		1156	田	426のうち128
豊前市	大河内		1760	畑	282
豊前市	大河内		1617-1	田	1564のうち175
豊前市	大河内		1778	田	1327のうち292
豊前市	大河内		1780	田	1493のうち99
豊前市	大河内		1445	畑	60のうち36

福岡県告示第377号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業黒土西部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	鬼木		491	田	907のうち299
豊前市	鬼木		544	田	1677のうち258
豊前市	鬼木		484	田	1358のうち1299
豊前市	鬼木		270	田	601のうち314

豊前市	久路土		441	田	306のうち106
豊前市	鬼木		502	田	692のうち301
豊前市	鬼木		564-1	田	966のうち878
豊前市	鬼木		507	田	869のうち396
豊前市	鬼木		473-3	田	683のうち50
豊前市	鬼木		458	田	946のうち292

福岡県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道	行橋線 行橋田	前	行橋市西泉六丁目2914番1 先から 同市西泉2907番1先まで	20.2 ～ 24.4	21.0
			後	同上	20.2 ～ 20.8	21.0

福岡県告示第379号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（デジタルマッピング）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
嘉穂郡嘉穂町大字大刀～甘木市大字野鳥	平成18年1月19日から 平成18年3月15日まで

福岡県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡添田町大字津野（遊農津野地区神田換地区確定測量）	平成18年3月20日から 平成18年6月30日まで

福岡県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（新門司北1号道路区域確定測量委託）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区大字猿喰・今津	平成18年1月30日

福岡県告示第382号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
若宮市小伏、湯原、下（吉川地域小伏換地区確定測量）	平成18年3月13日から 平成18年8月31日まで

福岡県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行橋	県道	新北九州線 空港	前	京都郡苅田町大字苅田3787番9先から 同郡同町大字苅田765番7先まで	12.6 ～ 56.0	944.1

			後	同上	12.6 ～ 50.0	944.1
--	--	--	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	新北九州 空 港 線	京都郡苅田町大字苅田3787番9先から 同郡同町大字苅田765番7先まで

監査委員

監査公表第22号

保健福祉部県立病院課及び旧消化器医療センター朝倉病院等5病院並びに企業局（本局）及びその事業所について実施した公営企業定期監査結果の報告（平成17年9月21日17監総第503号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年2月24日

福岡県監査委員 福 本 義 雄
同 進 谷 庸 助
同 伊 藤 龍 峰
同 富 田 徳 二

17 県 病 第1683号

平成18年 1月31日

福岡県監査委員 福 本 義 雄 殿
 同 進 谷 庸 助 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 富 田 徳 二 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年 9月21日付17監総第503号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対 象 機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置 の 内 容
県 立 病 院 課	累積欠損金が8,290,390千円と多額である。	<p>これまで二次にわたり経営改善計画に取り組んできましたが、累積欠損金が多額に上るといふ恒常的な赤字体質が続いていました。</p> <p>このため、平成15年10月に「県立病院改革（移譲及び公設民営化）に関する計画」を策定し、平成17年 4月に太宰府病院を公設民営化、朝倉病院・遠賀病院の民間移譲を実施したところです。</p> <p>また、柳川病院・嘉穂病院の民間移譲につきましても、平成19年 4月の実施を目標に準備を進めているところですが、今後とも、病院の経営改善に努めるとともに、累積欠損金の縮減策を検討して参ります。</p>
旧 消 化 器 医 療 セ ン タ ー 朝 倉 病 院	<p>過年度未収金が5,425千円と多額である。</p> <p>今後、引継を受けた県立病院課の徴収努力が望まれる。</p>	過年度未収金につきましては、県立病院課において文書及び電話による納付の催告を行っており、自宅訪問等引き続き徴収努力を行って参ります。
旧 遠 賀 病 院	<p>過年度未収金が2,847千円と多額である。</p> <p>今後、引継を受けた県立病院課の徴収努力が望まれる。</p>	過年度未収金につきましては、県立病院課において文書及び電話による納付の催告を行っており、自宅訪問等引き続き徴収努力を行って参ります。
精 神 医 療 セ ン タ ー 太 宰 府 病 院	過年度未収金が16,777千円と多額である。	過年度未収金につきましては、県立病院課において文書及び電話による納付の催告

	<p>今後、引継を受けた県立病院課の徴収努力が望まれる。</p>	<p>を行っており、自宅訪問等引き続き徴収努力を行って参ります。</p> <p>また、病院運営の委託先である指定管理者との連携により新たな未収金の発生防止に努めて参ります。</p>
柳川病院	<p>過年度未収金が6,870千円と多額である。</p> <p>今後、なお一層の徴収努力が望まれる。</p>	<p>滞納者については、電話・文書・自宅訪問による催告を強化し、未収金の回収を進めています。</p> <p>また、事務部門、看護部門及び医局間の連携を強化し、新たな未収金の発生防止に努めています。</p>
	<p>当該年度欠損金が349,083千円と多額である。</p>	<p>欠損金縮減のため、平成17年度は次のような改善策を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間医療機関との連携強化及び外来診療の充実 ・薬品、診療材料等の効率的な購入や適正な在庫管理による材料費の節減など
嘉穂病院	<p>過年度未収金が6,784千円と多額である。</p> <p>今後、なお一層の徴収努力が望まれる。</p>	<p>滞納者については、電話・文書・自宅訪問による催告を強化し、未収金の回収を進めています。</p> <p>また、事務部門、看護部門及び医局間の連携を強化し、新たな未収金の発生防止に努めています。</p>
	<p>当該年度欠損金が177,818千円と多額である。</p>	<p>欠損金縮減のため、平成17年度は次のような改善策を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元開業医との情報交換会、症例研究会の充実、福祉施設訪問による患者確保 ・薬品、診療材料等の効率的な購入や適正な在庫管理による材料費の節減など

公安委員会

福岡県公安委員会告示第44号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年2月24日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年3月28日（火）から同年3月31日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで （ただし、最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、学科試験を実施。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

60名（1講習30名とし、2講習実施）

4 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(2) 旧資格者証の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成18年3月2日（木）から平成18年3月24日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く）の午前10時から午後5時までとする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

(4) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の60人となったときは、受付を締め切ることとする。

7 講習受講手数料

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合でも返還しない。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受験申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

福岡県公安委員会告示第45号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成18年2月24日

福岡県公安委員会

1 検定審査の期日、時間及び場所

	審査期日	審査時間	審査場所
第1回	平成18年4月4日（火）	午前9時から おおむね午後 1時まで（検 定審査合格者 については、 審査終了後、 成績証明書の 交付を行う。 ）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
第2回	平成18年4月7日（金）		
第3回	平成18年4月14日（金）		
第4回	平成18年4月21日（金）		
第5回	平成18年4月28日（金）		

2 検定審査を行う検定の種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 定員

各実施日ごとに30名

4 検定審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの

- 福岡県内に住所を有すること
- 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること
- 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること

ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する

○ 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定による警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

○ 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

に該当するものを除く。

5 検定審査の方法

審査は、筆記試験（5枝択一式10問）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、筆記試験の後、実技試験を行うが、筆記試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 審査申請手続及び受付期間

(1) 申請受付期間

ア 第1回

平成18年2月27日（月）から同年3月24日（金）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

イ 第2回

平成18年2月27日（月）から同年3月30日（木）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

ウ 第3回

平成18年2月27日（月）から同年4月6日（木）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

エ 第4回

平成18年2月27日（月）から同年4月13日（木）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までの間

オ 第5回

平成18年2月27日（月）から同年4月20日（木）まで（祝日、土、日曜日を除

く。)の午前10時から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、審査申請者が予定定員となったときは、受け付けを締め切ることとする。

(2) 申請方法

ア 審査を希望する者は、受付期間内に福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に電話し、申込みを行うこと。

その際、受付番号を付与する。

※ 受付専用電話以外での電話受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、申込みを行った日を含めて3日以内に住居地（審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署及び旧合格証の交付申請を行った警察署に赴き、受付番号を申告するとともに、次に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出し、申請手続きを完了とする。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(3) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- 審査申請書1通（検定規則別記様式を使用）
- 住居地を疎明する書面
- 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真）1枚
- 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- 当該営業所に所属することを疎明する書面
- 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真）1枚
- 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

○ 審査申請書1通（検定規則別記様式を使用）

○ 写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3cm、横2.4cm大の写真）1枚

○ 旧合格証の写し

(4) 審査手数料

各種別（級）ともに、4,700円

（審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。）

7 その他

(1) 検定審査の当日、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定審査に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成18年2月24日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事（東櫛原拡幅：福岡県久留米市東櫛原町地内から同市通町地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
-------	----	----	--------------

福岡県久留米市東櫛原町 字童屋敷	1412番 3	宅地	188.08 (191.73) 平方メートルのうち 収用しようとする土地の面積57.34 平方メートル、使用しようとする土 地の面積13.31平方メートル
---------------------	---------	----	--

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第 1 項の規定により作成した土
地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

馬場 満

福岡県久留米市東櫛原町1433番地10

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成18年 2 月10日

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・2・6	2492	告 示	245	1	○			表中	築 [○] 上町	築 [●] 城町
18・2・13	2495	告 示	299	4		○		表中	〃 大字下新入 [○] 2620番地	〃 〃 [●] 2620番地
									〃 大字下新入 [○] 1604番地	〃 〃 [●] 1604番地
				5		○		表中	〃 大字下新入 [○] 2620番地	〃 〃 [●] 2620番地
									〃 大字下新入 [○] 1604番地	〃 〃 [●] 1604番地